

平成27年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：民事訴訟法（配点：80点）

注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

第1問

Xは、自己の所有する家屋（以下、「本件家屋」という。）をYが不法占拠しているとして、Yを被告として自己の家屋所有権に基づく家屋明渡請求の訴え（以下、「前訴」という。）を提起した。口頭弁論で、Yは、Xの本件家屋所有権を認める旨の陳述をしたものの、本件家屋をXから賃借していると主張して、本件家屋の明渡義務の存在を争った。これに対して、Xは、Yの主張する賃貸借はすでに終了していると主張した。

この事例を前提に、次の各問に答えなさい。なお、各問は、それぞれ独立した問題である。

(配点：40点)

問1 Yは、Xの本件家屋所有権を認める旨の陳述をしているが、この陳述の効果について論じなさい。

問2 審理の結果、裁判所は、Xの主張を認めず、Xの請求を棄却する判決（以下、「前訴判決」という。）を言い渡し、結局、この判決が確定した。その後、Xが、Yを被告として、本件家屋の賃貸借の終了に基づく家屋明渡請求の訴え（以下、「後訴」という。）を提起した場合、確定した前訴判決の既判力は後訴に及ぶか。確定した前訴判決の既判力が裁判所のどのような判断に生じるかを明らかにしたうえで論じなさい。

(民事訴訟法)

第 2 問

相隣接する 2 筆の土地の一方である甲地は、X1、X2 および X3 の 3 人の共有地であり、もう一方の乙地は、Y の単独所有地である。X1 と Y との間で、甲地と乙地の境界をめぐる争いが生じたため、X1 と X2 は、X3 と 3 人で、Y に対し、甲地・乙地間の境界の確定を求める訴えを提起しようと考えた。ところが、X3 は、X1 および X2 と一緒に訴えを提起することを拒絶した。そこで、X1 と X2 の 2 人のみが原告となり、Y を被告として甲地・乙地間の境界確定の訴えを提起した（以下、「本件訴え」という。）。

この事例を前提に、次の各問に答えなさい。なお、各問は、それぞれ独立した問題である。

(配点：40 点)

問 1 本件訴えである「甲地・乙地間の境界確定の訴え」の法的性質について、訴えの類型（給付・確認・形成の訴え）と関連づけながら論じなさい。

問 2 X1 と X2 の 2 人のみによって提起された本件訴えについて、訴訟法上問題となる点を挙げて、論じなさい。